

13 標識

■ 基本的な考え方

誰もが、目的の場所に容易に到達できるように、誰にでもわかりやすい標識を誰もが見えやすい高さ及び位置に設置し、車いす使用者や視覚障がい者の通行の妨げにならないように配慮する必要があります。また、表示されている内容を読み取ることが難しい場合もあるため、知的障がい者、発達障がい者、精神障がいのある人にとっても、わかりやすく統一されたデザインとします。

■ バリアフリー整備基準

	内 容	関連条項	対象規模
一般基準	【再掲：08 トイレ】⑨建築物の主たる出入口の付近に標識を設置しているか (令 20-1 による案内板を設置する場合を除く。)	条 17-5、6	別表第 1
	【再掲：08 トイレ】⑩1以上のベビーベッド等を便所設け、当該便所の出入口に表示しているか(ただし、おむつ交換ができる場所を他に設置する場合を除く)	条 17-2-2	別表第 4
移動等円滑化経路	①移動等円滑化措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設けているか	令 19	別表第 1
	(1)高齢者、障がい者等の見やすい位置に設置しているか	(省令 113-1)	
	(2)表示すべき内容が容易に識別できるか (内容が JIS Z 8210 に定められている場合はそれに適合すること)	(省令 113-2)	

■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
⑨⑩標識	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者用便所、オストメイト用設備を設けた場合は主たる出入口の付近に標識を設ける。(令 20-1による案内板を設置する場合は除く) ●ベビーチェア等及びベビーベッドを便所に設けた場合は、その出入口付近に標識を設ける。 ◇個別機能を設けた便所の戸には、機能を示す標識を設ける。	条 17-5、6 条 17-2-2

<移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

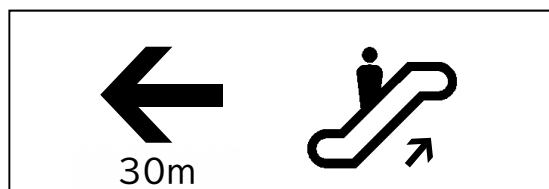
項目	解説	参照条文等
①標識	<ul style="list-style-type: none"> ●移動等円滑化経路の措置がとられたエレベーター等、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令の定めるところにより、それぞれ当該エレベーター等、便所又は駐車場があることを表示する標識を設ける。 ◇車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設ける。	令 19 【図 1、2】
◎表示位置	<ul style="list-style-type: none"> ●標識は、高齢者、障がい者の見やすい位置・高さに取り付ける。 ●突出型又はつり下げ型の標識を設ける場合は、視覚障がい者等の支障とならない位置(高さ 200 cm以上)に設ける。 ◇目線より上にある標識に気づきにくい視覚障がい者や車いす使用者等に配慮し、視点からの見上げ角度が小さく、かつ目線の低い車いす使用者や弱視者が接近して読むことができる位置・見やすい高さに統一することが望ましい。	省令 113-1 【図 2】

	<ul style="list-style-type: none"> ◇案内板、表示板等は、通行の妨げにならないよう、設置位置、形状に配慮する。 ◇同一建物内では、同じデザインとして、各階とも同じ位置に取り付ける。 ◇誘導用の案内表示を、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設置する。 ◇表示と併せて音声で案内する。外国人にも配慮して多言語案内をする。 	
◎表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ●表示内容が JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合させる。定められていない案内用図記号については、標準案内用図記号ガイドライン改訂版を用いる。表示されていることを読み取ることが難しい知的障がい者等にとっては、デザイン性のあるピクトグラムは理解しづらいため使用しない。 ●文字や記号を大きく太い書体や図を用いたわかりやすいデザインとする。 ◇弱視者、色弱者へ配慮した色の組み合わせを工夫し、地板の色とコントラストの差を大きくしたものとする。 ◇知的障がい者等に配慮し、ピクトサインにはひらがなを併記する。 ◇施設の利用者の状況を踏まえ、子どもや外国人にもわかるよう、ふり仮名や外国語を併記する。その場合、遠くからでも見えやすいよう、文字の大きさ等に配慮する。 ◇暗い場所に設置する場合は、照明を内蔵したものとする。 ◇逆光や反射グレアが生じないように、案内板、表示板等の仕上げや、設置位置、照明に配慮する。 	省令113-2 【図1】 標 2.14.G(2) 標準案内図記号 ガイドライン
◎案内表示	<ul style="list-style-type: none"> ●案内板に表示する図記号(ピクトグラム)は、エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設等とし、JIS Z 8210 に定められているときは、これに適合する。 ●点字については、JIS T 0921 に準じ、墨字を併記する。 	【参考】 JIS Z 8210 JIS T 0921

■ 参考図

図 1 案内表示の例

①上りエスカレーター



②エレベーター

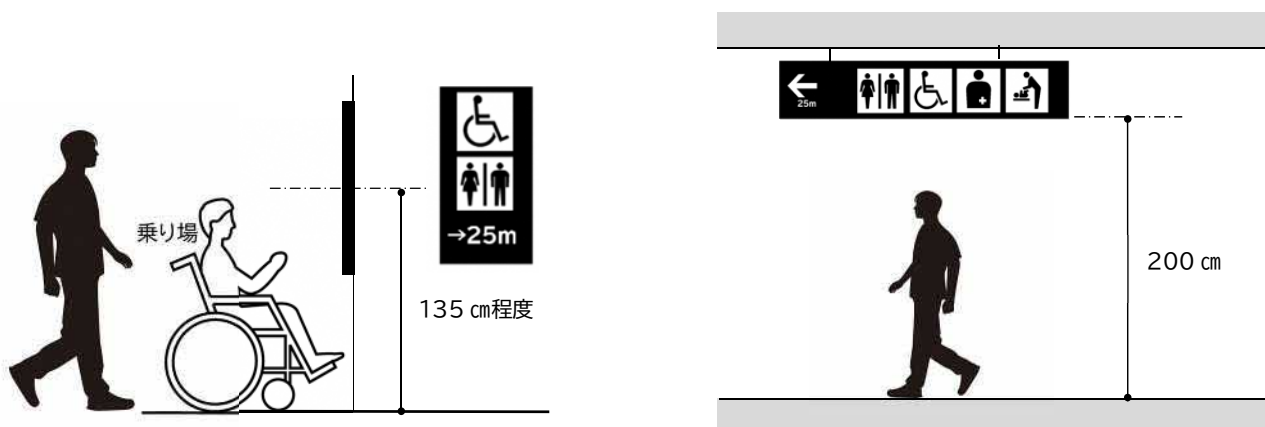


③トイレ



参考図

図2 見えやすい位置の誘導サインの例



参考 国際シンボルマーク

国際シンボルマーク

●障がい者が利用できる施設あるいは施設内の部位を標示するシンボルマーク

大きさ …10 cm角以上 45 cm角以下

色 …原則として青地に白のマークあるいはその逆とし、対比の明確なものとしします。

●国際シンボルマークを掲示するための最低条件

玄関 …地面と同じ高さにするか、階段の代わりに、又は階段のほかに、スロープ(傾斜路)を設置します。

出入口 …80 cm以上開くものとする。回転ドアの場合は別の入口を併設します。

スロープ …傾斜は 1/12(勾配 4.5°強)以下とします。

室内外を問わず、階段の代わりに、又は階段のほかに、スロープを設置します。

通路・廊下 …130 cm以上の幅とします。

トイレ …利用しやすい場所にあり、外開きドアで仕切り、内部が広く、手すりが付いたものとします。

エレベーター …入口幅は 80 cm以上とします。



※出典:財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
国際シンボルマーク検討委員会
「国際シンボルマーク使用指針」(1993年10月)

■ 参考図

参考 案内図用記号(JIS Z 8210) ピクトグラムの例(一部抜粋)



案内所
Question &
answer



案内
Information



救護所
First aid



警察
Police



チェックイン/受付
Check in/
Reception



忘れ物取扱所
Lost and found



きっぷ売場/
精算所
Tickets /
Fare adjustment



コミュニケーション
Communication
in the specified
language



コインロッカー
Coin lockers



障害がある人
が使える設備
Accessible
facility



スロープ
Slope



エレベーター
Elevator



上りエスカレーター
Escalator/up



階段
Stairs



お手洗
Toilets



男性
Men



女性
Women



オストメイト用設備
/オストメイト
Facilities for
Ostomy
/ Ostomate



着替え台
Changing
board



子どもお手洗
Children's
toilet



おむつ交換台
Diaper
changing
table



ベビーチェア
Baby chair



介助用ベッド
Care bed



カームダウン・
クールダウン
Calm down,
Cool down

参考図

参考 案内図用記号(JIS Z 8210) ピクトグラムの例(一部抜粋)



航空機／空港
Aircraft
/Airport



鉄道／鉄道駅
Railway/
Railway station



船舶／フェリー
／港
Ship/Ferry
/Port



バス／バスのりば
Bus/Bus stop



タクシー／
タクシーのりば
Taxi/Taxi stop



駐車場
Parking



駅事務室 /
駅係員
Station office/
Station staff



レストラン
Restaurant



喫茶・軽食
Coffee shop



会計
Cashier



消火器
Fire
extinguisher



非常電話
Emergency
telephone



非常ボタン
Emergency
call
button



禁煙
No smoking



火気厳禁
No open flame



自転車乗り入れ
禁止
No bicycles



走るな/
かけ込み禁止
Do not rush



携帯電話使用禁止
Do not use
mobile phones



ベビーカー使用禁止
Do not use
prams/strollers



広域避難場所
Safety
evacuation area

【色彩】

赤、青、黄、緑が使用されている図記号の色彩は、[JIS Z 9103 安全色及び安全標識(2017 年度改正)]に依っています。使用の際は、次の値を参照してください

●図記号の色彩

赤:8.75R 5/12 青:2.5PB 4.5/10
黄:7.5Y 8/12 緑:5G 5.5/10

●対比色

白:N9.3 黒:N1.5

【図形の色の変更】

白地に黒色で表現されている図記号は、前記の赤、青、黄、緑の安全色を除く、他の色彩に変更することができます。また、図と地の関係を反転することができます。

【図形の変更】

図記号によっては、誘導方向や設置環境に応じて左右を反転することができます。

出典:交通エコロジー・モビリティ財団「標準案内用図記号ガイドライン」(2021年8月)

■ 基本的な考え方

誰もが施設内の目的の場所に安全かつ確実に到達できるよう、わかりやすい位置に案内設備を設ける必要があります。また、設置位置は、高齢者や障がい者等が見やすく、かつ視覚障がい者に配慮した見えやすさに配慮が必要です。

■ バリアフリー整備基準

内 容		関連条項	対象規模
一 般 基 準	①案内所を設けているか	令 20-3	別表第1
	【①が「無」の場合②③に適合しているか】		
	②建築物又はその敷地内に、移動等円滑化措置のとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を示した案内板等を設けているか (ただし、その配置を容易に視認できる場合を除く。)	令 20-1	
	③建築物又はその敷地内に移動等円滑化措置のとられたエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字等(文字等の浮き彫り、音による案内、これらに類するもの)により視覚障がい者に示す案内設備を設けているか	令 20-2 (国告 1491)	
	④次の建築をする場合、案内所又は案内設備の付近に、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報の内容を伝達することができる設備を設けているか (ただし、知事が定める場合を除く(県告 498)。) ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・床面積の合計が 2,000 m ² 以上のターミナル	条 21 の 2	

■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解 説	参照条文等
①案内所	●高齢者、障がい者等の移動支援や案内・誘導当の人的対応ができるよう、建築物の出入口に近い位置に案内所(受付カウンター)を設ける。	令 20-3
② 目の見える 人への案内 設備	●建築物又はその敷地内には、当該建築物または敷地内の移動等円滑化措置がとられたエレベーターその他の昇降機、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。(当該エレベーター等、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合、①の案内所を設ける場合は除く) その他の設備の具体例> 音声案内(モニター付きのインターフォン)又は案内所等 ●案内板は、高齢者、障がい者等の見えやすい位置に設ける。 ◇上記のほか、空間全体や各空間の用途、建築物や施設の利用案内、乳幼児設備等の位置を表示する。 ◇案内板等は、建築物の出入口、案内所付近、エレベーターホール等の要所に設ける。 ◇案内板等は、各フロアに設ける。	令 20-1 【図1】 標 2.3.1(5) ②
③ 視覚障がい 者のための 案内設備	●建築物又はその敷地内には、当該建築物または敷地内の移動等円滑化措置がとられたエレベーターその他の昇降機、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設の配置を、以下の方法により設ける。 1 文字等の浮き彫り 2 音による案内 3 点字及び1また2に類するもの	令 20-2 国告 1491 標 2.3.1(5) ③ 標 2.14.G(1) ③留意点

項目	解説	参照条文等
	<p>具体例>点字や文字・配置等を浮き彫りにした触知案内図等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●案内板に表示する図記号(ピクトグラム)は、JIS Z 8210に定められインターホンがあるときはこれに適合させる。 ●触知図案内図の点字表示の方法等については、JIS T 0921、情報内容及び形状表示方法等については JIS T 0922に準ずる。 ●音による案内(インターホン)又はハンドセットを設ける場合、その中心高さは床から100~110cm程度とする。 ●視覚障がい者にとっては、誘導ブロックが設置されていてもインターホンの設置位置を探すことは困難であるため、できるだけわかりやすい位置に視認しやすい方法で設置する。 	標2.14.G(3)
④ 聴覚障がい者のための設備	<ul style="list-style-type: none"> ●次の建築をする場合は、案内所又は案内設備の付近に、回転灯その他聴覚障がい者に緊急情報の内容を画像・光・振動等により伝達する設備を設ける。 <p>具体例>非常時に作動する回転灯、緊急情報の内容を伝達できる電光表示板やディスプレイ装置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・床面積の合計が 2,000 m²以上のターミナル 	条21の2 【図3】
その他 ◎案内板の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ◇銀行、病院等では、聴覚障がい者への配慮として、文字情報やディスプレイ装置等を備える。 ◇逆光や反射グレアが生じないよう、案内板、表示板等の仕上げや、設置位置、照明に配慮する。 ◇案内板、表示板等にケースがある場合、光の反射により見にくくならないように設置位置、照明に配慮する。 ◇案内板、表示板等は、通行の妨げにならないよう、設置位置、形状に配慮する。 ◇案内表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保する。 ◇突出型の案内板等を設ける場合は、視覚障がい者等の支障とならない高さに設ける。 ◇案内表示には、視覚障がい者用誘導ブロック等、案内板、サイン、音声や光による誘導が効果的に組み合わせるようにする。 ◇触知図案内板は墨字を併記し、音声による誘導を行う。 ◇非常放送設備を設置する建築物には、視覚障がい者、聴覚障がい者に配慮し、光、文字、音、音声等による非常放送設備を併設する。 	標2.14.G (1)(3)

■ 参考図

図 1 音声・触知案内板の例

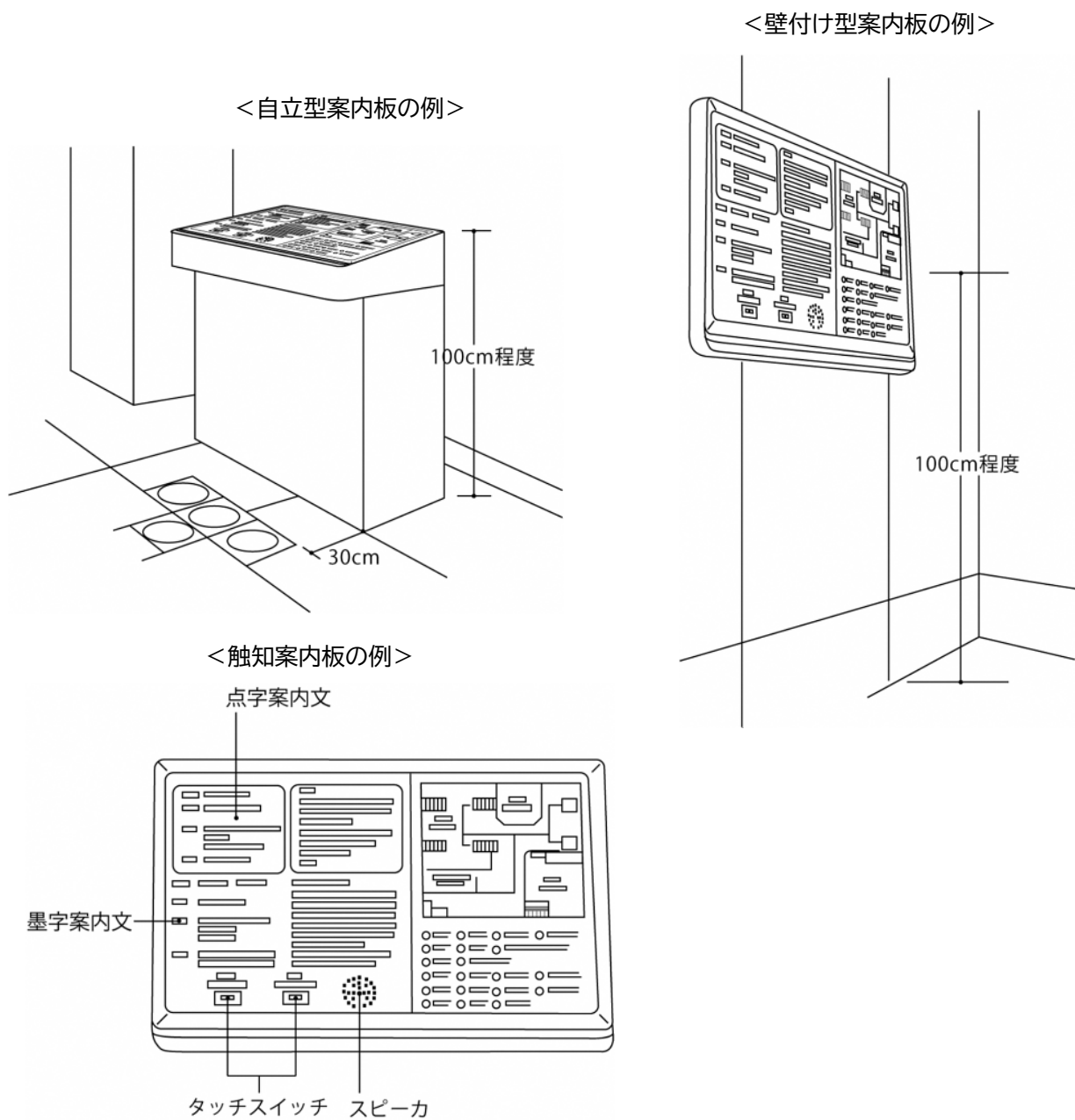
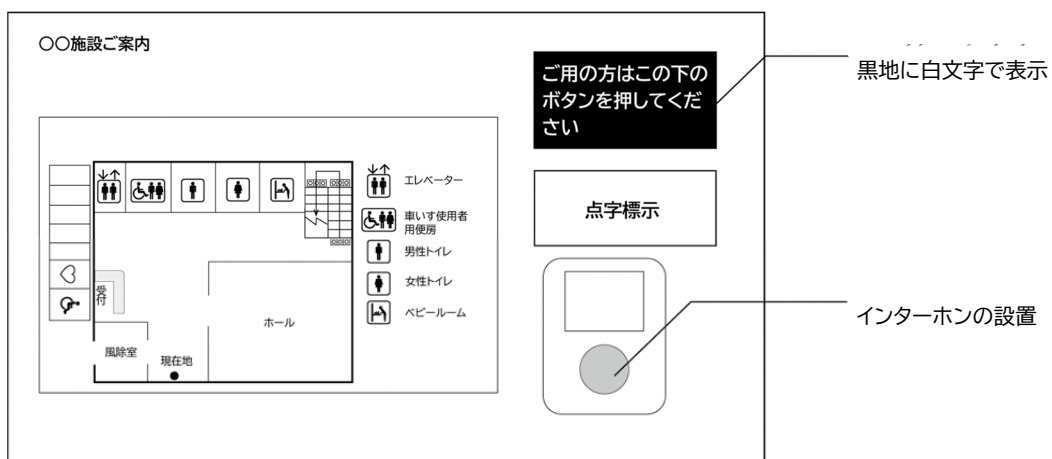
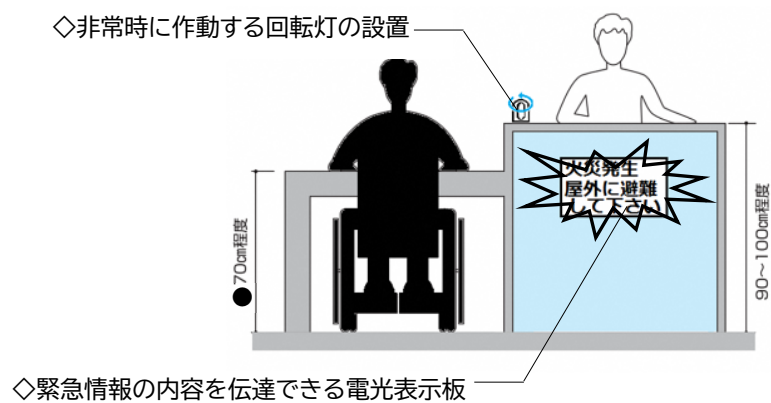


図 2 インターホンを設置した例



■ 参考図

図3 案内設備に設ける緊急情報の内容を伝達することができる設備の例



■ 基本的な考え方

高齢者等が利用可能な施設にはその旨を表示し、目的の場所に安全かつ確実に到達できるよう、そこまでの主要な経路にはその誘導をわかりやすく表示する必要があります。

案内設備までの経路は、道等から視覚障がい者のための案内設備までの経路のうち一以上を、円滑に利用できる経路として線状ブロックや点状ブロック、音声設備を設ける必要があります。

■ バリアフリー整備基準

	内容	関連条項	対象規模
一般基準	①道等から案内所又は視覚障がい者に点字等で示した案内設備までの経路のうち、1以上を視覚障害者移動等円滑化経路としているか	令 21-1	別表第 1
	【①で該当しない場合(視覚障害者移動等円滑化措置が必要なエレベーター又は便所がなく、案内所又は視覚障がい者用の案内設備の設置義務がない)、②を確認】	条 21 の 3-1	
	②道等から建築物の出入口(案内所又は音声による案内設備)までの経路のうち、1以上を視覚障害者移動等円滑化経路としているか		
	【① 又は②で「適」の場合(1)～(3)に適合しているか】		
	(1)線状ブロック等・点状ブロック等(周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの。以下同じ。)の敷設又は音声誘導装置を設置しているか(直進のみの風除室内は免除)	令 21-2-1	
	(2)車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	令 21-2-2-1	
	(3)段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	令 21-2-2-0	
③道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設した場所と敷地内の視覚障害者移動等円滑化経路を接続しているか	条 21 の 3-2		

■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

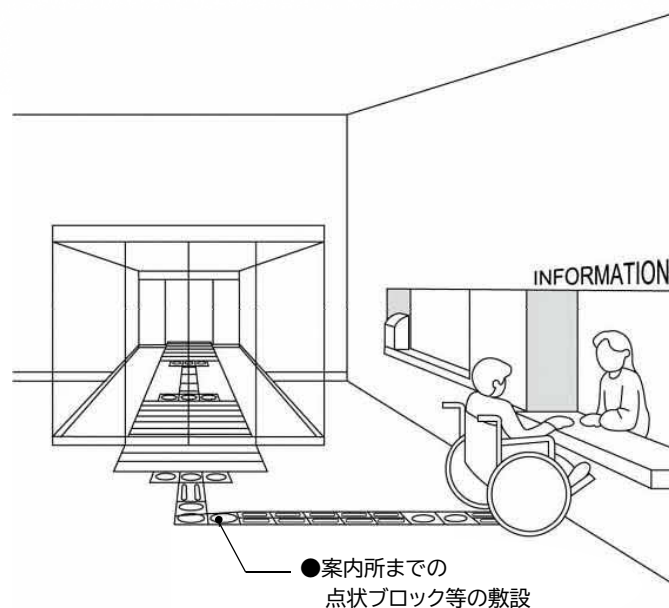
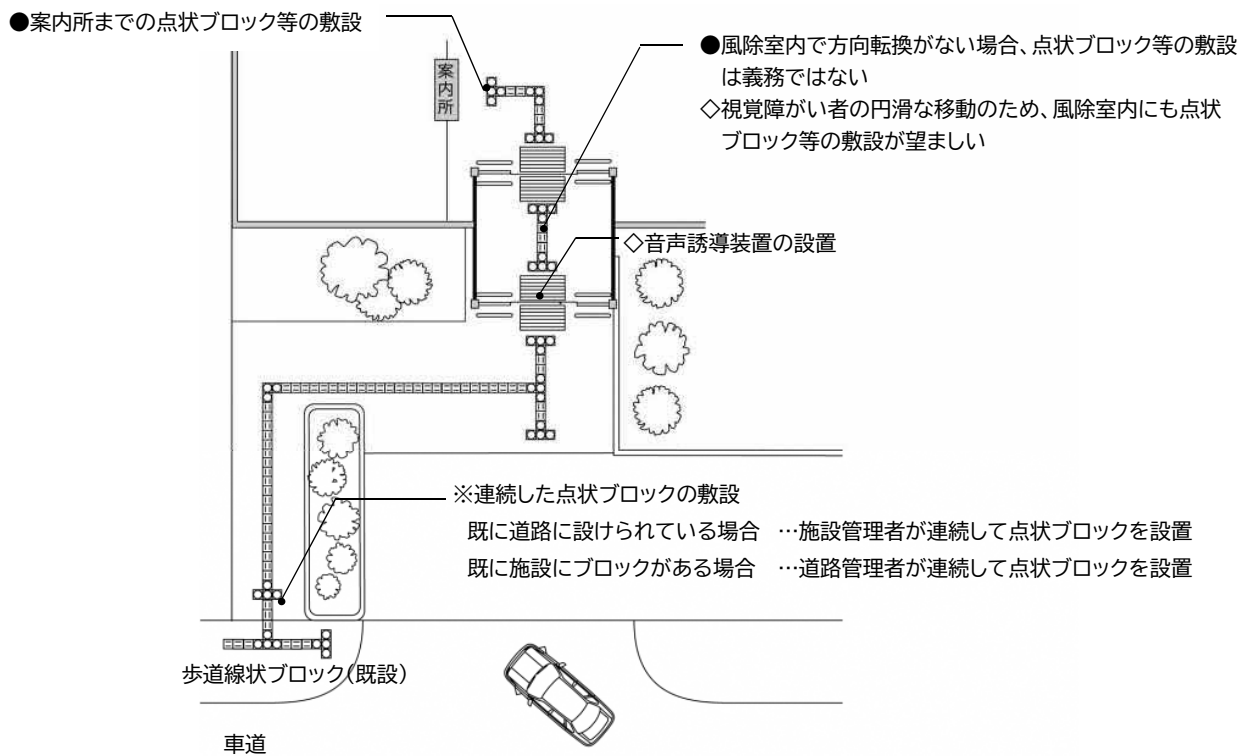
項目	解説	参照条文等
①②③ 視覚障害者 移動等円滑 化経路	<p>●道等から視覚障害者のための案内設備、又は案内所までの経路は、そのうち 1 以上を視覚障害者移動等円滑化経路として整備する。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車車庫に設ける場合、音声により視覚障害者を誘導する設備(音声誘導装置等)を設け、道等から当該誘導設備までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする場合 ・建築物内に案内所(受付やフロントなど、管理人等が常時勤務するもの)を設け、当該案内所から玄関(外部の出入口)を視認できるときに道等からその玄関までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする場合 <p>●視覚障がい者のための案内設備等の設置義務が生じない場合は、道等から玄関までの1以上を視覚障害者移動等円滑化経路とする。ただし、以下に該当する場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声により視覚障がい者を誘導する設備(音声誘導装置等)を設け、道等から当該誘導設備までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする場合 ・建築物内に案内所(受付やフロントなど、管理人等が常時勤務するもの)を設け、道等から当該案内所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする場合 	<p>令 21-1 国告 1497</p> <p>条 21 の 3-1 【図 1】</p> <p>【図 1】</p>

◎誘導経路	<p>◇視覚障害者移動等円滑化経路はわかりやすい経路とする。</p> <p>◇視覚障がい者が移動方向や経路を認識しやすいようにするとともに、一般の歩行動線と著しく異ならないよう配慮する。</p> <p>◇視覚障がい者の動線は、車いす使用者の動線とできるかぎり交差しないように配慮する。</p> <p>◇案内設備は、建築物の出入口に近接して設けることとするが、車両の通行が多く、動線が交錯し視覚障がい者の安全な移動に支障が生じる場合は、人的誘導を条件に敷地の入口付近に案内設備を設けることができる。(この場合には、視覚障がい者やUDアドバイザーの助言を求めることが望ましい。)</p> <p>◇誘導ブロック等は、車いす使用者、高齢者、杖使用者、肢体不自由者が通行の支障と感ずる場合がある。このため、誘導ブロック等を敷設する位置は、利用者の動線計画や案内表示板の位置等を考慮して、他の動線と干渉が少ない計画とすることが望ましい。</p> <p>◇誘導ブロック等の敷設は、エレベーターや便所、階段、視覚障がい者が利用する窓口等までの誘導に配慮する。</p>	
◎点状ブロック	<p>●視覚障害者移動等円滑化経路は、線状ブロック等及び点状ブロック等(周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの。以下同じ。)を適切に組み合わせたもの、又は音声誘導装置等による誘導とする。</p> <p>●敷地内の通路に設ける視覚障害者移動等円滑化経路は、視覚障がい者に対し警告を発信するため、以下の部分に点状ブロック等を敷設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車路に近接する部分 ・段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 <p>ただし次に掲げる場合は除くものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 (2) 高さ16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 (3) 階段部又は傾斜部分と連結して手すりを設ける踊場等の場合 <p>●風除室内で方向変換がなければ、基準上は風除室内での敷設は必ずしも義務ではないが、視覚障がい者の円滑な通行を考えれば、敷設することが望ましい。</p> <p>◇以下の視覚障害者誘導用ブロック等は、JIS T 9251 による突起の形状・寸法及び配列のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起をする点状ブロック ・移動の方向を示す線状の突起のある線状ブロック <p>◇点状ブロックは、前方の危険性、又は歩行方向の変更を予告することを目的に、注意を喚起する位置に敷設する。</p> <p>◇線状ブロックは、歩行方向を案内することを目的に、移動経路に敷設する。</p> <p>◇点状ブロック等の色は、黄色を原則とする。</p> <p>◇弱視者が識別できるよう、誘導ブロック等と周囲の床の色は、輝度比を少なくとも2.0以上確保することが望ましい。</p> <p>◇点状ブロック等を黄色にした場合に、床の色を白や薄いグレーとすると、弱視者が視認しにくいいため、これらの色を組み合わせる場合は、色が際立つように縁取りを設ける等の配慮が必要である。</p> <p>◇点状ブロック等の敷設幅は、30 cm以上とする。</p> <p>◇点状ブロック等の上には、物を置いたり、立ち止まらないよう注意喚起のための表示等を行う。</p> <p>◇点状ブロック等の敷設位置は、壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とする。また壁・塀の付属物や電柱等の路上施設に視覚障がい者が衝突する場合もあり、敷設位置には十分注意する。</p> <p>●道(歩道)等に道路管理者等によって線状ブロック・点状ブロック等が敷設されているときは、敷地内の線状ブロック・点状ブロック等(視覚障害者移動等円滑化経路)と接続させる。</p>	<p>令 21-2-1</p> <p>令 21-2-2-1</p> <p>令 21-2-2-0</p> <p>国告 1497</p> <p>標 2.14H(2)</p> <p>①</p> <p>JIS T 9251</p> <p>【図 3】</p> <p>標 2.14H(2)</p> <p>①留意点</p> <p>標 2.14H(2)</p> <p>②</p> <p>留意点</p> <p>条 21 の 3-2</p>

◎音声案内	◇音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備の一例として、音声誘導装置が挙げられる。 ◇必要に応じて、案内設備の位置等を知らせるための誘導鈴を設ける。 ◇必要に応じて、音声又は放送による案内を行う。	
-------	--	--

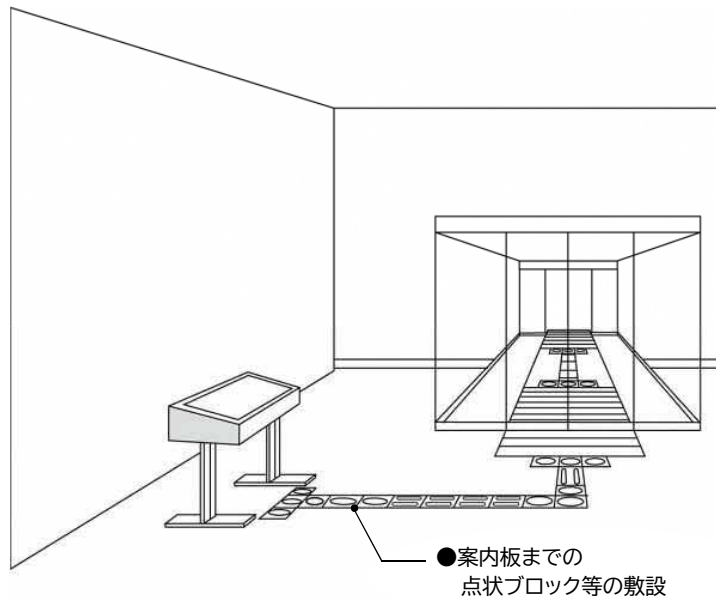
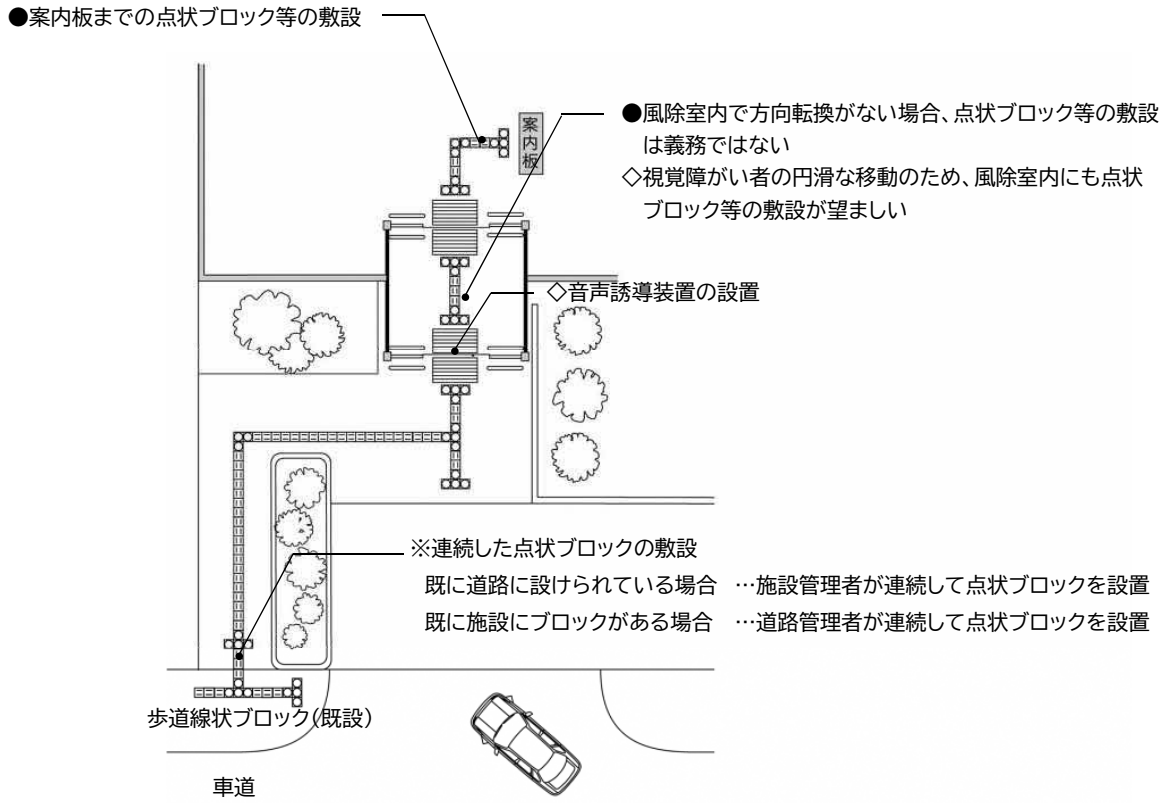
■ 参考図

図 1 案内設備が案内所の場合



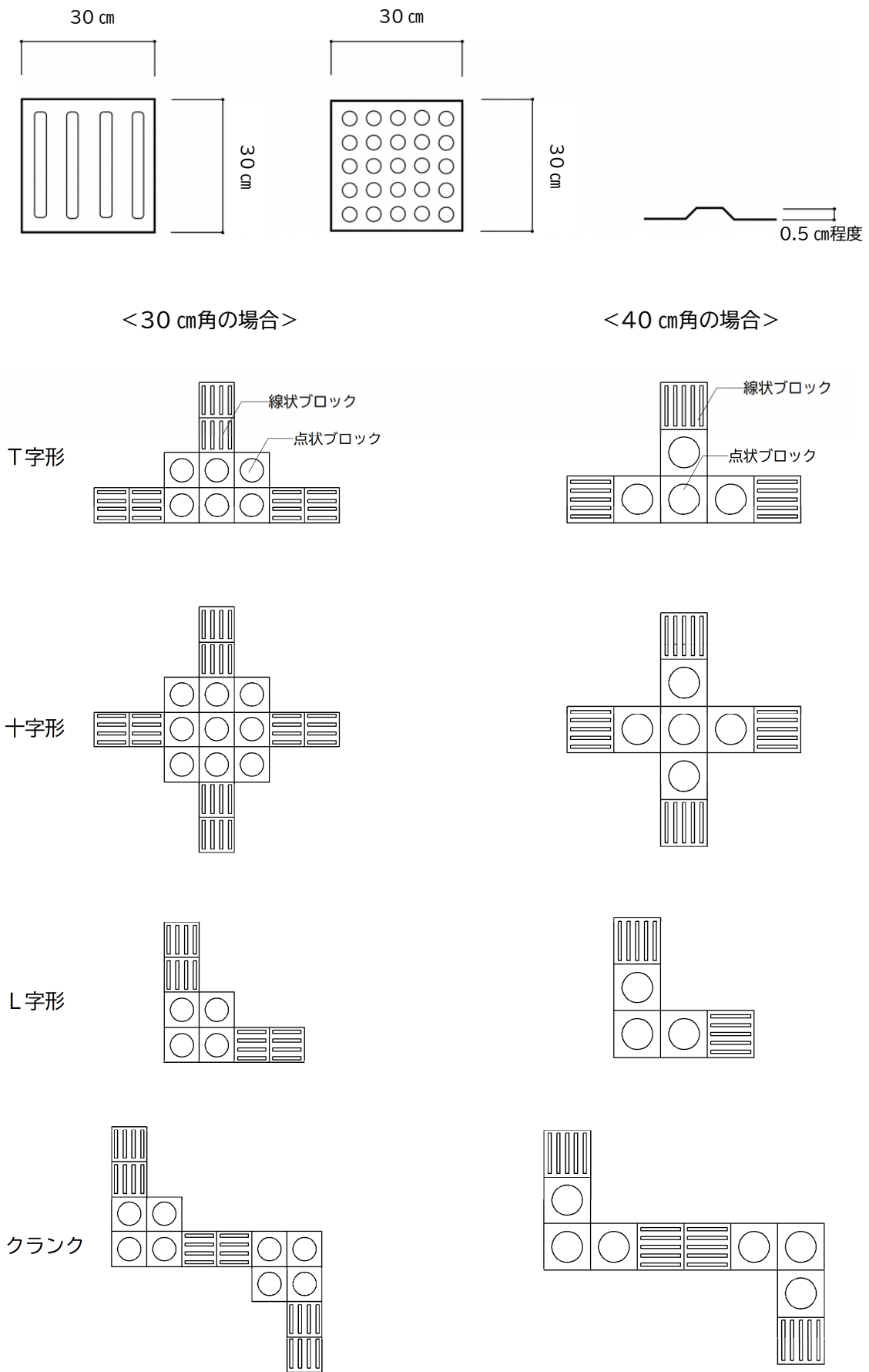
■ 参考図

図 2 案内設備が案内板の場合



■ 参考図

図3 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設例



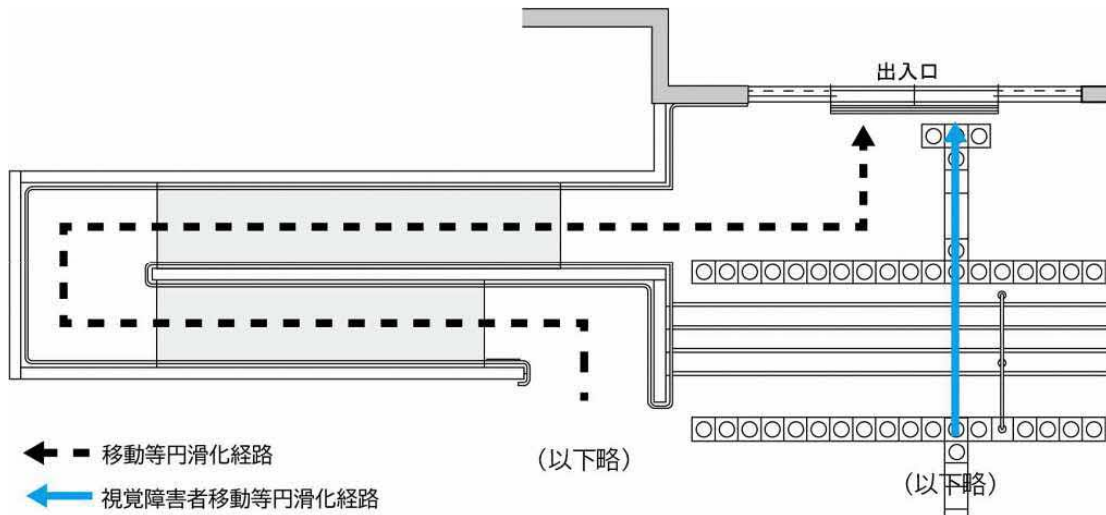
移動等円滑化経路と視覚障害者移動等円滑化経路の分離

法では、段を設けない経路として「移動等円滑化経路」と視覚障がい者を視覚障害者用誘導用ブロックなどで誘導する「視覚障害者移動等円滑化経路」を定めています。

この2つの経路は、整備の趣旨や整備範囲が異なることから、同一の経路整備とする必要はありません。

視覚障害者移動等円滑化経路の整備として点状ブロック等の敷設による誘導では、車いす使用者の移動の支障となる場合があります。また、段がある場合、視覚障がい者を迂回させて傾斜路に誘導するのは望ましくないため、移動等円滑化経路と視覚障害者移動等円滑化経路を分離することが望ましい場合もあります。

そのため、整備内容や敷地の状況に応じた整備が求められます。



■ 基本的な考え方

高齢者や車いす使用者等が、共同住宅を円滑に利用するためには、道等から住戸までの経路について、段差を解消し、安全かつ円滑に通行できるようにする必要があります。

■ バリアフリー整備基準

	内容	関連条項	対象規模
① 準移動等円滑化経路	①道等から各住戸までの経路のうち、1以上を準移動等円滑化経路としているか 【①が「有」の場合②に適合しているか】	条 20	3 階以上 かつ 500 ㎡以上 1,000 ㎡ 未満、又は 1,000 ㎡ 以上
	②準移動等円滑化経路上には階段又は段を設けていないか(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く) 【ただし、以下のいずれにも該当する場合は、垂直方向の移動に限り免除】 ・階数が2以下の場合、または床面積の合計が500㎡以上1,000㎡未満、かつ3階以下の共同住宅の場合	別 10-1	
	・階数が2以下の場合、または道等から住戸の総数の1割以上(切り上げ)の住戸への経路が、地上階において準移動等円滑化経路となっている場合	条 20-1-1 ただし書き	
		条 20-1-1 ただし書き	
② 出入口	①幅は80cm以上であるか	別 10-2-1	
	②戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか	別 10-2-2	
	③屋外に面する出入口に庇又は屋根を設置しているか(ただし、アーケードに面する等の場合を除く)	別 10-2-3	
③ 廊下等	①表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	別 10-3-1	
	②幅は120cm以上であるか	別 10-3-2	
	③区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	別 10-3-3	
	④戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか	別 10-3-4	
	⑤末端付近は車いすの転回に支障のない構造となっているか	別 10-3-5	
④ 傾斜路	①手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	別 10-4-1	
	②表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	別 10-4-2	
	③前後の廊下等と色の明度差等で識別しやすいか	別 10-4-3	
	④幅120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか	別 10-4-4	
	⑤勾配1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	別 10-4-5	
	⑥高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	別 10-4-6	

各項目の一般基準の解説を準用する。

各項目の移動等円滑化経路の基準の解説を準用する。

	内 容	関 連 条 項	対 象 規 模
⑤エレベーター及びその乗降ロビー	①かごは必要階(利用居室又は車いす使用者用便房・車いす使用者用駐車施設のある階、地上階)に停止するか	別 10-5-1	2,000 m ² 以上
	②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	別 10-5-2	
	③かごの奥行きは135cm以上であるか	別 10-5-3	
	④乗降ロビーは高低差がなく、幅・奥行き共に150cm以上であるか	別 10-5-4	
	⑤かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	別 10-5-5	
	⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	別 10-5-6	
	⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	別 10-5-7	
	⑧かご内に戸の開閉を確認できる鏡を設置しているか	別 10-5-9	
	⑨出入口には、利用者感知し、閉鎖を自動制止する装置を設置しているか	別 10-5-10	
	⑩かご内に手すりを設置しているか	別 10-5-11	
	⑥特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	⑪不特定多数の者、又は主に視覚障がい者が利用する建築物であるか	
【⑪で「有」の場合(1)～(3)に適合しているか】			
(1)かご内に到着階・戸の開鎖を知らせる音声装置を設けているか		別 10-5-8-7	
(2)かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字等(文字等の浮き彫り、音声案内又はこれらに類するもの)により、視覚障がい者が円滑に操作できるか		別 10-5-8-1	
(3)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		別 10-5-8-1	
①準移動等円滑化経路に特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機を設置しているか		別 10-6	
【①が「有」の場合②③に適合しているか】			
②エレベーターを設置しているか		県 告 498	
(1)段差解消機の基準(平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第七号)に適合しているか	県 告 498		
(2)かごは幅70cm以上、かつ奥行きは120cm以上であるか	県 告 498		
(3)かごの奥行きと幅は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	県 告 498		
③エスカレーターを設置しているか	県 告 498		
(1)車いす使用者用エスカレーターの基準(平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書き)に適合しているか	県 告 498		

内 容		関 連 条 項	対 象 規 模
⑦敷地内の通路	①表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	別10-7-1	3階以上かつ500㎡以上 1,000㎡未満、又は1,000㎡以上
	②段があるか	別10-7-2	
	【②段が「有」の場合(1)～(3)に適合しているか】		
	(1)手すりを設けているか	別10-7-2-7	
	(2)踏面端部とその周囲は色の明度差等で識別しやすいか	別10-7-2-1	
	(3)段はつまづきにくいものか	別10-7-2-7	
	③傾斜路があるか	別10-7-3	
	【③傾斜路が「有」の場合(1)、(2)に適合しているか】		
	(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	別10-7-3-7	
	(2)前後の通路と色の明度差等で識別しやすいか	別10-7-3-1	
	(3)幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか	別10-7-3-7	
	(4)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	別10-7-3-1	
	(5)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	別10-7-3-7	
④区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	別10-7-4		
⑤戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか	別10-7-5		
⑥通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすの車輪等が落ちないものであるか	別10-7-6		
⑦地形の特殊性がある場合に該当するか(該当する場合は、上記①～⑤は車寄せから建物出入口までを整備)	別10-7-本文		

■ バリアフリー整備基準の解説

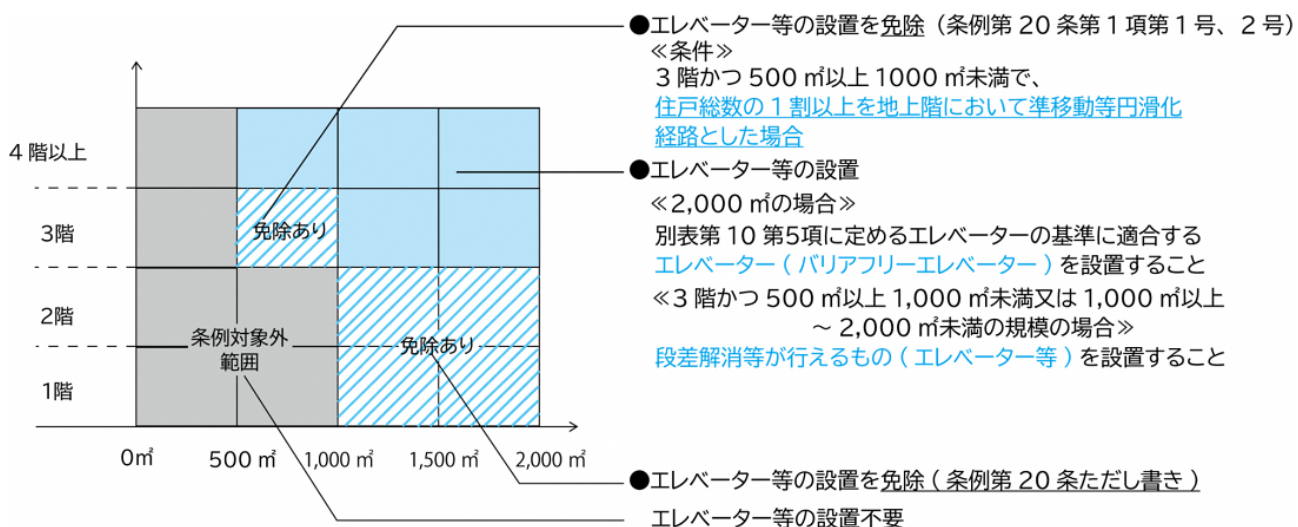
< 準移動等円滑化経路の基準 > ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解 説	参照条文等
① 準移動等 円滑化経路 ◎段の禁止	<p>●道等から共同住宅の各住戸までの経路うち1以上を、移動等円滑化経路に準じた、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路(準移動等円滑化経路)として整備する。</p> <p>●準移動等円滑化経路上に階段又は段が生じる場合には、傾斜路やエレベーター等により段差を解消する。ただし、以下に該当する場合は、垂直方向の段差解消(エレベーター等の設置のみ免除する。(各フロア内の段差解消は必要))</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地上階又は直下階のみに住宅がある場合や、地上階又は直上階のみに住宅がある場合 ✓ 床面積500㎡以上1,000㎡未満、かつ階数が3階以下の共同住宅において、地上階(通常は1階)に設ける住戸総数の1割以上の住戸への経路が、準移動等円滑化経路となっている場合 <p>●準移動等円滑化経路は「I 概要編:08 バリアフリー整備基準」の(3)整備基準の種類移動等円滑化経路の[経路①]の利用居室を住戸に読み替えて適用する。</p>	<p>条20-1 【図2】 別表第10 【図1】</p> <p>条20-1 前段 かつ書き 条20-1-1、2</p>

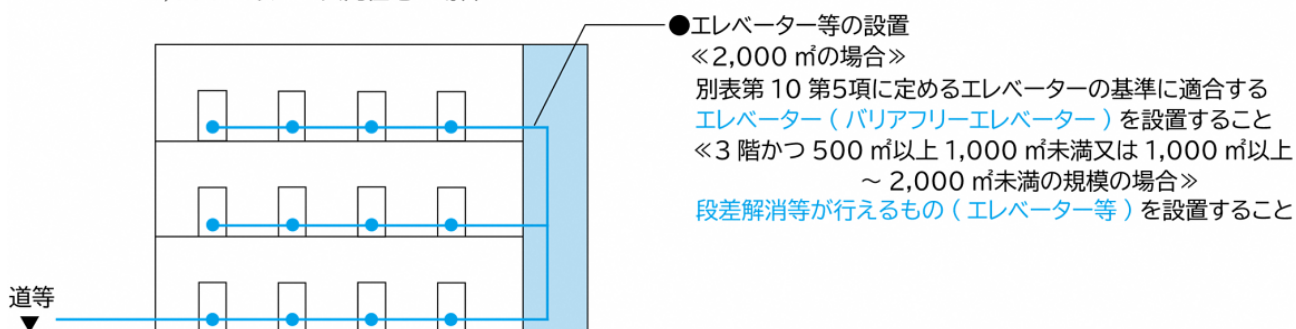
項目	解説	参照条文等
◎ 移動等円滑化経路の適用	●居住者が共用で利用する集会室(利用居室)、共用便所(車いす利用者用便房又は車いす利用者用簡易型便房を備えたもの)、及び車いす利用者用駐車場を設けた場合は、令第18条第1項に掲げる経路を移動等円滑化経路として整備する。	
②出入口	●「02 出入口」の移動等円滑化経路の基準①③出入口の有効幅、②④戸の形式、⑤庇等の設置を準用する。	別表第10
③廊下等	●「03 廊下等」の一般基準①床面を準用する。 ●「03 廊下等」の移動等円滑化経路の基準①有効幅及び動線計画、②③車いすの転回、④戸の形式を準用する。	別表第10
④傾斜路	●「05 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」の一般基準①手すり、②床面、③④弱視者への配慮を準用する。 ●「05 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」の移動等円滑化経路の基準①有効幅、②勾配、③踊場を準用する。	別表第10
⑤ エレベーター及びその乗降ロビー	●「06 エレベーター及びその乗降ロビー」の移動等円滑化経路の基準①停止階、②出入口の有効幅ほか、③かごの大きさ、④乗降ロビーの広さ、⑤⑥⑦制御装置、⑧鏡の設置、⑨乗降者検知装置、⑩手すり、⑬不特定かつ多数の者又は主として視覚障がい者が利用する場合を準用する。 ●エレベーターの基準が適用されるのは床面積の合計が2,000㎡以上の場合である。 ※「06 エレベーター及びその乗降ロビー」の⑪火災時管制運転装置は準移動等円滑化経路に含まない。	別表第10
⑥ 特殊な構造又は使用形態のエレベーター等	●「07 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」の移動等円滑化経路の基準①②段差解消機、①③エスカレーターを準用する。 ●知事が定める特殊な構造又は利用形態のエレベーターその他の昇降機とは、平成18年国土交通省告示第一に定めるものと同様である。	別表第10
⑦ 敷地内の通路	●「11 敷地内の通路」の一般基準①床面、②段、③傾斜路を準用する。 ●「11 敷地内の通路」の移動等円滑化経路の基準②転回スペース、③戸の形式、④排水溝のふた、⑤傾斜路、⑥地形の特殊性を準用する。 ●「地形の特殊性」とは、急傾斜地に建つ場合等をいい、このために高齢者、障がい者等が徒歩により道等から建築物に到達することが困難であるが、車で車寄せまで乗り入れることができる場合に適用できる。	別表第10

■ 参考図

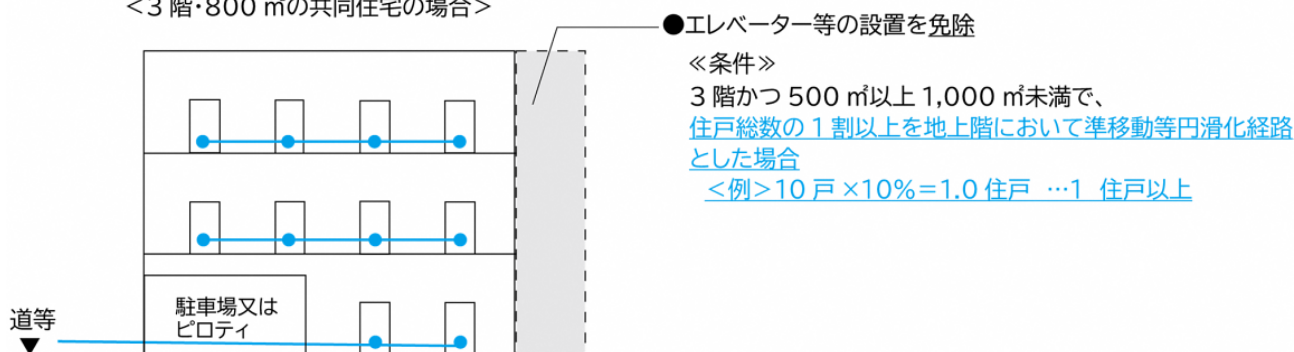
図1 エレベーター等の設置義務範囲について



<1,000㎡以上の共同住宅の場合>



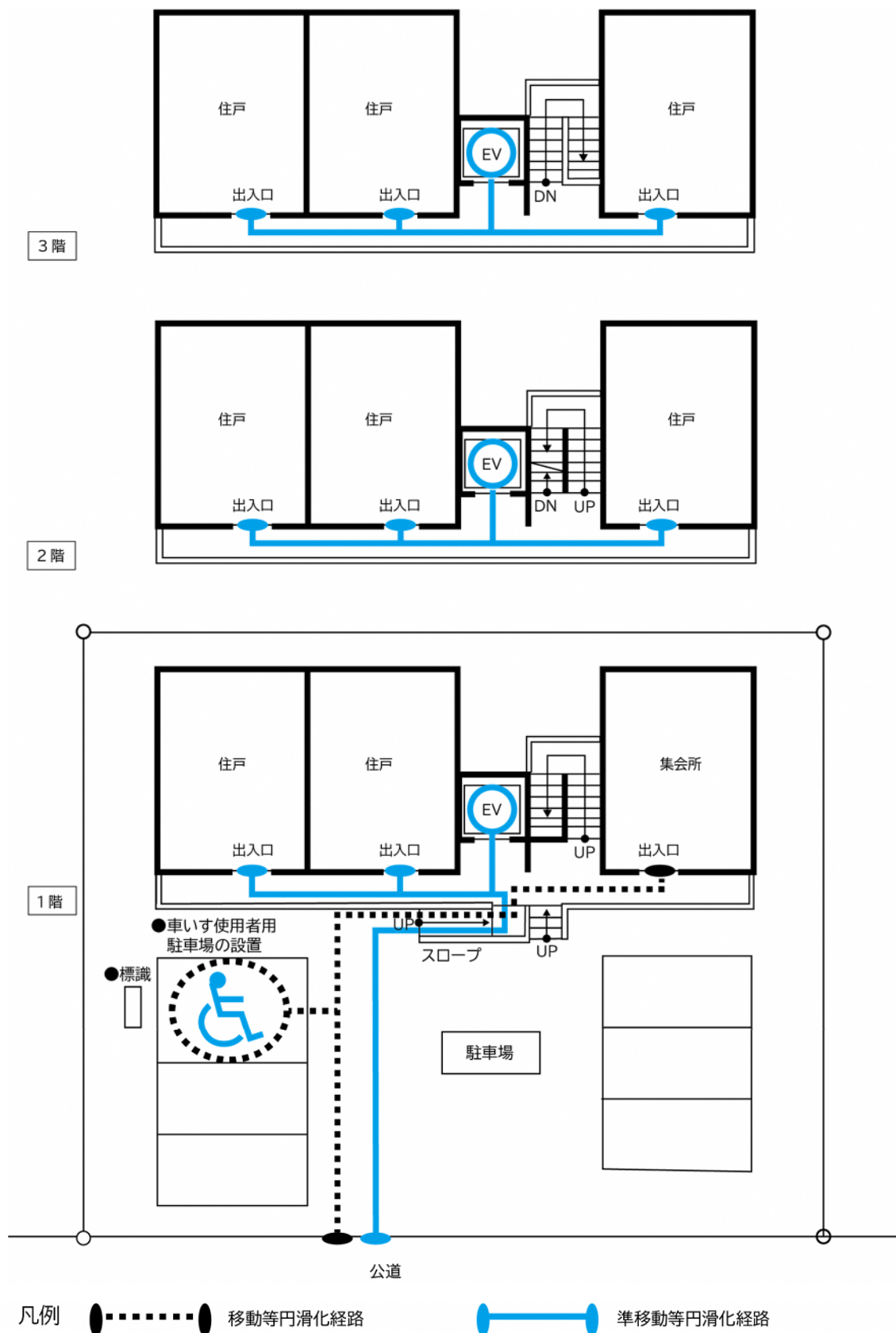
<3階・800㎡の共同住宅の場合>



<凡例>
 — 準移動等円滑化経路
 ● 出入口の有効幅800mm以上確保

■ 参考図

図 2 共同住宅における建築物移動等円滑化経路と準移動等円滑化経路の例



準移動等円滑化経路

16

※床面積 500 m²以上 1,000 m²未満、かつ 3 階以下であり、全住戸の 1 割以上の住戸への経路が、地上階において準移動等円滑化経路となっているときは、エレベーター等の設置は免除(各フロアの段差解消は免除されない)

■ 基本的な考え方

公益事業の事務所において、視覚障がい者が自力で安全かつ円滑に通行できる経路の整備の必要があります。

■ バリアフリー整備基準

内容	関連条項	対象規模	
① 窓口又は案内所までの経路	① 道等から窓口又は案内所までの経路のうち、1以上を準視覚障害者移動等円滑化経路としているか	条 21	公益事業の事務所 1,000㎡以上
	【② が「有」の場合②、③に適合しているか】		
	② 線状ブロック等・点状ブロック等(周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの。以下同じ。)の敷設又は音声誘導装置を設置しているか(直進のみの風除室内は免除)	別表 11-1	
	③ 道等に線状ブロック等を敷設しているときは、当該敷設した場所と敷地内の準視覚障害者移動等円滑化経路を接続しているか。	条 21 の 3-2	
② 廊下等	① 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	別表 11-2-1	公益事業の事務所 1,000㎡以上
	② 床面との色の明度差等が確保された点状ブロック等を敷設しているか(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)	別表 11-2-2	
	③ 床面との色の明度差等が確保された、点状ブロック等を敷設しているか(階段又は傾斜路の下端に近接する部分)	別表 11-2-2	
③ 階段	① 手すりを設けているか(踊場を除く)	別表 11-3-1	公益事業の事務所 1,000㎡以上
	② 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	別表 11-3-2	
	③ 踏面端部(段鼻)とその周囲は色の明度差等で識別しやすいか	別表 11-3-3	
	④ 段はつまづきにくいものか	別表 11-3-4	
	⑤ 床面との色の明度差等が確保された点状ブロック等を敷設しているか(段部分の上端に近接する踊場の部分)	別表 11-3-5	
	⑥ 床面との色の明度差等が確保された点状ブロック等を敷設しているか(段部分の下端に近接する踊場の部分)	別表 11-3-5	
	⑦ 主たる階段が回り階段でないか(ただし、回り階段以外の階段を設けられない場合を除く)	別表 11-3-6	
④ 傾斜路	① 手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	別表 11-4-1	公益事業の事務所 1,000㎡以上
	② 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	別表 11-4-2	
	③ 前後の廊下等と色の明度差等で識別しやすいか	別表 11-4-3	
	④ 床面との色の明度差等が確保された点状ブロック等が敷設しているか(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分)	別表 11-4-4	
	⑤ 床面との色の明度差等が確保された点状ブロック等が敷設しているか(傾斜部分の下端に近接する踊場の部分)	別表 11-4-4	

	内容	関連条項	対象規模
⑤エレベーター及びその乗降ロビー	①かごは必要階(利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか	別 11-5-1	公益事業 の事務所 1,000㎡ 以上
	②かご及び昇降路の出入口は幅80cm以上であるか	別 11-5-2	
	③かごは奥行き135cm以上であるか	別 11-5-3	
	④乗降ロビーは高低差がなく、幅・奥行き共に150cm以上であるか	別 11-5-4	
	⑤かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	別 11-5-5	
	⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	別 11-5-6	
	⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	別 11-5-7	
	⑧かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	別 11-5-8	
	⑨かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、文字等の浮き彫り、音声案内又はこれらに類するもの若しくは点字方法により、視覚障がい者が円滑に操作できるか	別 11-5-9	
	⑩かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	別 11-5-10	
⑥敷地内の通路	①車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	別 11-6-1	公益事業 の事務所 1,000㎡ 以上
	②段・傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	別 11-6-2	
	③表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	別 11-7-1	
	④段があるか 【④段が「有」の場合(1)～(3)に適合しているか】	別 11-7-2	
	(1)手すりを設けているか	別 11-7-2-ア	
	(2)踏面端部(段鼻)とその周囲は色の明度差等で識別しやすいか	別 11-7-2-イ	
	(3)段はつまづきにくいものか	別 11-7-2-ウ	
	⑤傾斜路があるか 【⑤傾斜路が「有」の場合(1)、(2)に適合しているか】	別 11-7-3	
	(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	別 11-7-3-ア	
	(2)前後の通路と色の明度差等で識別しやすいか	別 11-7-3-イ	
⑥地形の特殊性がある場合に該当するか(該当する場合は、上記③～⑤は車寄せから建物出入口までを整備)	別 11-7 本文		

■ バリアフリー整備基準の解説

<準視覚障害者移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
◎ 準視覚障害者移動等円滑化経路	●道等から視覚障がい者のための案内設備、又は案内所までの経路は、そのうち1以上を準視覚障害者移動等円滑化経路とする。	条21-1
◎ 点状ブロック等	●準視覚障害者移動等円滑化経路に、点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設ける。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室はこの限りではない。 ●風除室内で方向変換がなければ、基準上は風除室内での敷設は必ずしも義務ではないが、視覚障がい者の円滑な通行を考えれば、敷設することが望ましい。	別表11-1
◎ 点状ブロック等の接続	●道(歩道)等に道路管理者等によって線状ブロック等・点状ブロック等が敷設されているときは、敷地内の線状ブロック等・点状ブロック等(視覚障害者移動等円滑化経路)と接続させる。	条21の3-2
① 窓口又は案内所までの経路	●公益事業(ガス、電気、電話)の事務所で視覚障がい者が利用する経路のうち1以上の経路を整備する。 ●「15 案内設備までの経路(視覚障害者移動等円滑化経路)」の一般基準の◎点状ブロックと◎音声案内を準用する。	条21-1
②廊下等	●「03 廊下等」の一般基準①床面、②③点状ブロックを準用する。	別表第11
③階段	●「04 階段」の一般基準①手すり、②床面、④⑤形状、⑥⑦点状ブロック、⑧回り階段を準用する。	別表第11
④傾斜路	●「05 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」の一般基準①手すり、②床面、③④弱視者への配慮、⑤⑥点状ブロックを準用する。	別表第11
⑤ エレベーター及びその乗降ロビー	●「06 エレベーター及びその乗降ロビー」の移動等円滑化経路の基準①停止階、②出入口の有効幅ほか、③かごの大きさ、④乗降ロビーの広さ、⑤⑥⑦制御装置、⑧不特定かつ多数の者又は主として視覚障がい者が利用する場合を準用する。	別表第11
⑥ 敷地内の通路	●「11 敷地内の通路」の一般基準①床面、②段、③傾斜路を準用する。 ●「11 敷地内の通路」の移動等円滑化経路の基準⑥地形の特殊性を準用する。 ●「15 案内設備までの経路(視覚障害者移動等円滑化経路)」の一般基準◎点状ブロックを準用する。	別表第11

■ 基本的な考え方

劇場や観覧席、集会所、大規模物品販売店舗等の長時間利用する施設などについては、託児室やおむつ替え、授乳のできる場所等の設備を設ける必要があります。

■ バリアフリー整備基準

内容		関連条項	対象規模
一般基準	【再掲:08 トイレ】⑩1以上の便房にベビーチェア等を設け、当該便房のある便所の出入口に表示しているか	条 17-2-1	別表第1 (学校以外)
	【再掲:08 トイレ】⑪1以上のベビーベッド等を便所設け、当該便所の出入口に表示しているか (ただし、おむつ交換ができる場所を他に設置する場合を除く)	条 17-2-2	別表第4
	【再掲:08 トイレ】⑮ ⑩とは別にベビーベッド等(おむつ交換ができる場所を他に設置する場合を除く)を、⑦とは別に水洗器具(オストメイト対応、簡易水洗可)を1以上設けているか(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)	条 17-2-3	別表第5
円滑化経路 移動等	【再掲:03 廊下】⑤授乳・おむつ替え場所を設置し、当該場所の出入口に表示しているか	条 19-2-2-イ	別表第9
	【再掲:03 廊下】⑥次の建築物(床面積の合計が1,000㎡以上)を建築する場合、乳幼児を預かることのできる部屋(託児所、キッズルーム等)を設置し、当該部屋の出入口に表示しているか ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場、公共体育館等、ボーリング場、遊技場	条 19-2-2-ウ	条 19-2-2-ウ

■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準(ベビーチェア、ベビーベッド)> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
⑩ ベビーチェア	<p>ベビーチェア…乳幼児を連れた者が、乳幼児を側に座らせて便所を利用することができるようにするために必要な便房内の設備をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ベビーチェアを有する便房を建物全体で1以上(男子用、女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置する。ただし、学校は除く。 ●ベルト等により、乳幼児を安全に座らせることができるものとする。 ●ベビーベッドとの兼用はできない。 <p>◇便座に座った状態から手が届く範囲、便器前方に近接した位置に設ける。</p> <p>◇出入口の入口は65cm以上とし、ベビーカーごとに入れるゆとりある広さの便房とする。戸の開閉に支障ないものとする。</p> <p>◇車いす使用者用便房に設ける場合は、車いす使用者の利用に配慮し、適切なスペースを設ける。</p> <p>◇乳幼児が届く範囲に便房内の鍵を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、鍵を2段階の高さに設置する。</p>	<p>条 17-2-1 【図 1、2】</p> <p>標 2.7.2(4) ②③</p>
◎配慮事項	<p>◇大型の商業施設等の便所には、混雑しないように乳幼児用設備を集約した区画スペースを確保することが望ましい。</p> <p>◇手荷物台置台や小物・衣類を掛けるフックを設ける。</p>	<p>標 2.7.2(4) ①③</p>

項目	解説	参照条文等
⑪ ベビーベッド	<p>ベビーベッド…乳幼児等のおむつ替えを行うために便所内に必要な設備をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ベビーベッド設置した便所を建物全体で1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置する。ただし、おむつ交換ができる場所を他に設置する場合は除く。 ●転落防止のための固定ベルトを設ける。また、必要に応じて、転落の危険がある旨の表示をするなど注意を喚起する。 <p>◇車いす使用者用便房に設ける場合は、車いす使用者の利用に十分配慮し、適切なスペースを確保する。</p>	【図3】 条17-2-2
◎配慮事項	<p>◇ベビーベッドを利用する乳児に、照明の光が直接目に入らないように照明位置を配慮する。</p> <p>◇ベビーベッドから目や手を離さず利用できる位置に、荷物置台やフック、おむつごみ箱等を設置する。</p> <p>◇ベビーベッドは落下措置が講じられたものとする。</p> <p>◇立位姿勢でのおむつ替え、着脱衣の着替え用の着替え台を設置する。</p> <p>◇乳幼児を連れた者の利用が特に多い建築物については、便房外に設けたほうが、便所の混み具合に左右されないため効率的で、利用しやすいように配置する。</p>	標2.7.2(4) ③
◎標識	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児用設備を有する便房の出入口及び玄関付近には当該便房があることを表示する標識を設ける。(玄関付近の標識は令20-1による案内板を設置する場合を除く) ●玄関付近に案内板がない場合は、建物内の案内板に位置を示す。 ●「13 標識」の一般基準の⑨⑪標識を準用する。 	条17-2-2 【図5】
⑮分散配置	<ul style="list-style-type: none"> ●「08 トイレ」の一般便房の解説⑮分散配置を準用する。 	条17-2-3

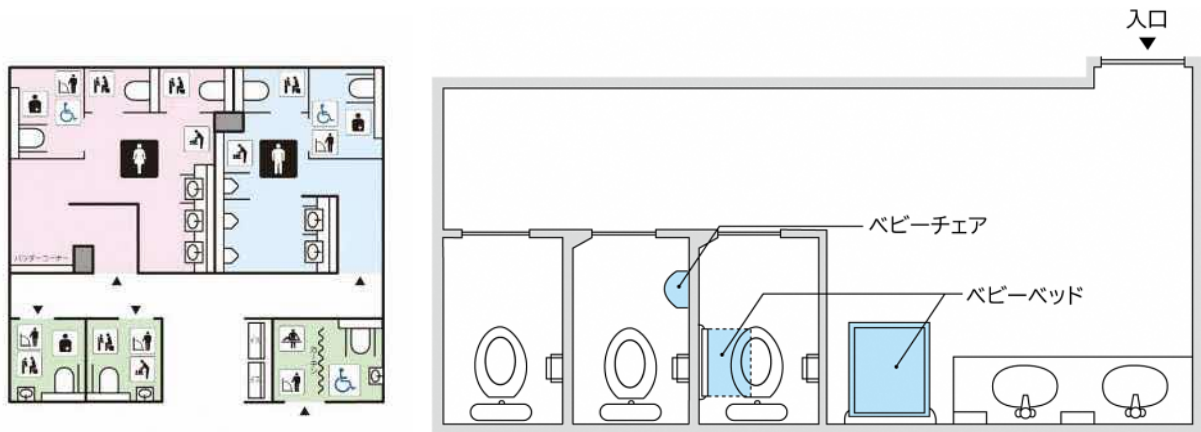
<移動等円滑化経路の基準(授乳及びおむつ交換ができる場所)>

項目	解説	参照条文等
⑤ 授乳・おむつ 替え場所	<p>授乳室…母乳及び哺乳びんによる授乳に対応した、授乳のためのスペースをいう。</p> <p>おむつ替え場所…おむつを替えるためのスペースをいう。</p> <p>◇授乳及びおむつ替えができる場所として独立した部屋を設けることが望ましい。</p> <p>しかし、スペース的に困難な場合には、待合室等の一部を利用して授乳コーナーを整備することもできる。</p> <p>◇人目を気にせず、かつ防犯面に配慮して授乳できるように、専用の授乳室を設けることが望ましい。</p> <p>◇個室となる場合は、鍵やカーテンの設置などの防犯面にも留意する。</p> <p>◇おむつ交換台の下部又はその付近には、荷物棚を設ける。また、ベビーカーを収納できるスペースを設けることが望ましい。</p> <p>◇大きめのおむつ用汚物入れを設け、利用者が子供から離れずにすむようにベッドの近くに設置する。</p>	【図4】
◎設備	<p>◇授乳室には、手洗器や哺乳びんの洗浄用の流し台、調乳用の給湯器を設ける。</p> <p>◇利用者が乳幼児に離乳食をあげる時、乳幼児を座らせることができる高めのおすすめ、保護者用のいすを設ける。</p>	
◎配慮事項	<p>◇授乳用のいすは、体勢が安定する背もたれ付きものとする。</p> <p>◇個室となる場合は、鍵やカーテンの設置などの防犯面にも留意する。</p>	

項目	解説	参照条文等
◎標識	<ul style="list-style-type: none"> ●授乳及びおむつ替えができる場所の出入口付近には、授乳・おむつ替え場所があることを表示する標識を設ける。 ●玄関付近に案内板がない場合は、建物内の案内板に位置を示す。 ◇玄関に授乳・おむつ替え場所等の設備があることを表示するわかりやすい案内標識を設ける。 	条 19-2-2 【図 5】
⑥ 託児所、キッズルーム等	<p>託児所、キッズルーム…子どもや幼児を自由に遊ばせることができるスペースをいう。</p> <p>◇ベビーベッドやいすは、適切に配置し、ベビーカー等での通行にも配慮する。授乳スペースには、カーテン、ついたて等を設け、プライバシーの確保に配慮する。</p>	
◎標識	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児を預かることのできる部屋(託児所、キッズルーム等)の出入口付近には、乳幼児を預かることのできる部屋があることを表示する標識を設ける。 ●玄関付近に案内板がない場合は、建物内の案内板に位置を示す。 	条 19-2-2

■ 参考図

図1 ベビーベッド・ベビーチェア等の配置例



※便房内に設置する場合は、便座のふたと干渉しないように配慮が必要です。

図2 ベビーチェアの設置例

<生後5カ月から2歳半程度の例>

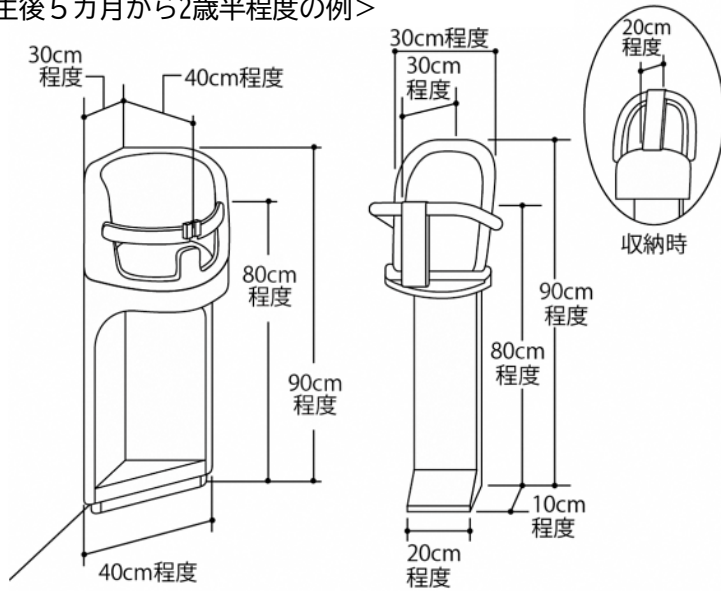
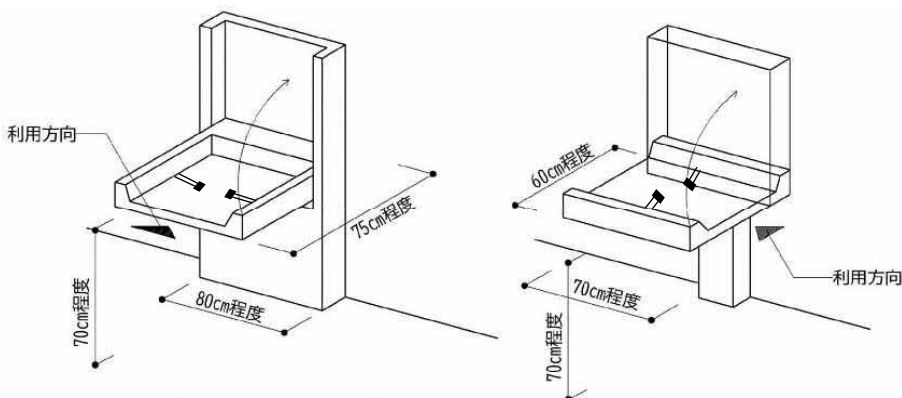


図3 ベビーベッドの設置例

<生後1カ月から2歳半程度の例>



■ 参考図

図4 授乳・おむつ替え場所の設備例

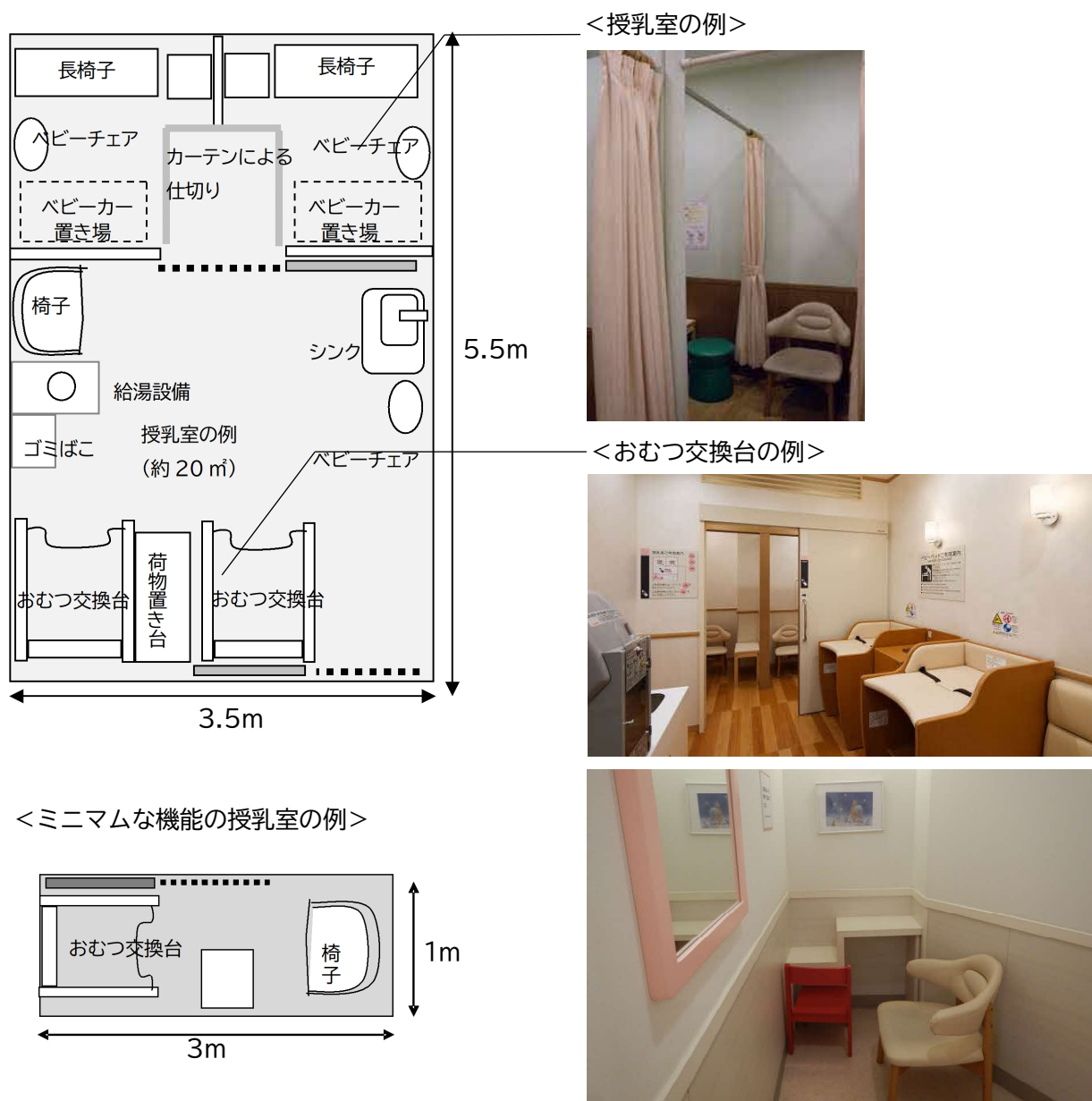


図5 標示例



おむつ交換台
Diaper
changing
table



ベビーチェア
Baby chair

■ 基本的な考え方

劇場や観覧場、集会場等には、出入口から容易に到達でき、かつ観覧等しやすい場所に、車いす使用者が利用できる客席のスペースを設けます。

■ 参考とすべき基準

内容		関連条例	対象規模
車いす使用者用客席	①客席の床は、平坦であるか	条 25 県告 498	劇場等
	②車いす使用者利用部分1につき、幅 90cm 以上、奥行き 120cm 以上の空間を確保しているか		
	③車いす使用者利用部分の数は、客席の総数(A)に応じて、次の数以上を設け、2 箇所以上の異なる位置に分散して設置しているか ・ $A \leq 100$ 席の場合: 車いす客席が 1 以上か ・ $100 \text{ 席} < A \leq 400$ 席の場合: 車いす客席が 2 以上か ・ $400 \text{ 席} < A \leq 2,000$ 席の場合: 車いす客席が $A \div 200$ 以上(切り上げ)か ・ $2,000 \text{ 席} < A$ の場合: 車いす客席が 10 以上か		
	④同伴者用の客席等を設置しているか		
	⑤床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設置しているか(他の客席等より高い位置にある場合に限る)		
	⑥車いす使用者の視線が、前後の客席等の位置、高低差及び観客により、遮られない設定をしているか。		
	⑦車いす使用者利用部分に通ずる客席等の通路のうち1以上は、内法幅を 120cm 以上とし、区画 50m 以内ごとに 140cm 角以上の転回スペースを設置しているか		
	⑧車いす使用者利用部分に通ずる客席等の通路に高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設置しているか (1)傾斜路は、階段に代わるものは幅 120cm 以上、階段併用では幅 90cm 以上となっているか (2)傾斜路は、勾配 1/12 を超えていないか(ただし、高さが 16cm 以下の場合にあっては、1/8 を超えていないか) (3)高さが 75cm を超える傾斜路にあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設置しているか		

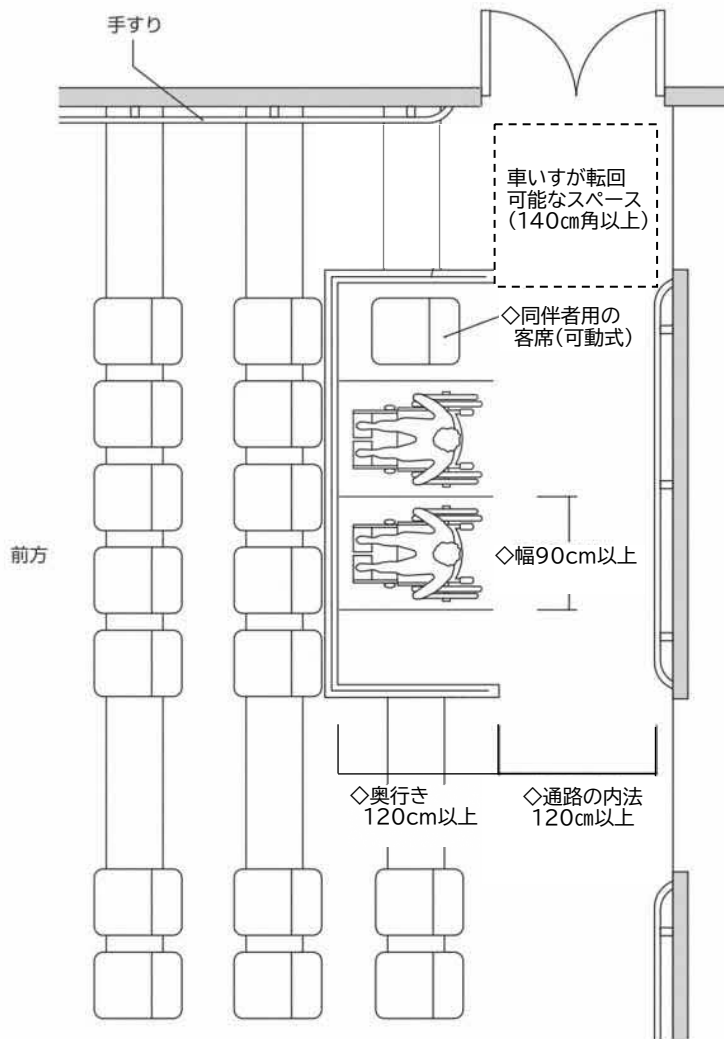
■ 参考とすべき項目

<車いす利用者用客席> ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
①床面	◇車いす利用者用観覧席、客席の床は水平とする。	条 25-2 誘 12 の 2-2
②空間	◇車いす利用者用観覧席、客席は 1 席あたり、間口 90cm、奥行き 120cm 以上とする。 ◇通所の車いすよりも大きなリクライニング式の車いす等の利用者にも対応するため、奥行き 140 cm 以上の車いす利用者用観客席・客席を設けることが望ましい。 ◇車いすのまま利用できる観覧スペースは、平坦とし、手すりを設置する。	条 25-2 誘 12 の 2-2 【図 1】
③ 車いす利用者用客席数とその配置	◇車いす利用者用観覧席・客席は、隣接して分散させて設ける。 ◇スポーツ観戦が想定される施設では、試合を行う 2 チームの応援に配慮し、両チーム応援できるような位置に分散して車いす利用者用観客席・客席が配置されていることが望ましい。 ◇座席のいくつかを取り外し可能な構造としておくことで、スペースを確保することも考えられる。 ◇車いす利用者用客席の数は、次のとおりとする。 ・客席が 200 以下の場合：全客席総数×1/50 以上を設置する。 ・客席が 200～2,000 の場合：全客席総数×1/100+2 以上を設置する。 ・客席が 2,000 以上の場合：全客席総数×75/10,000+7 以上を設置する。	誘 12 の 2-1
④ 同伴者用客席	◇車いす使用者の同伴者席は、車いす利用者用観客席・客席に隣接して設ける。 ・客席スペースや構造等により、車いす使用者の同伴者を隣接して設けられない場合、できるだけ近い位置に設ける。 ・車いす利用者用観客席・客席を仮設で設ける場合は、仮設の同伴席も設ける。	標 2.11.1(1) ⑤ 県告 498
⑤ 立ち上がり	◇車いす利用者用客席・観覧席は、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。	条 25-2 【図 1】
⑥ サイトライン	◇前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインに配慮する。 ◇サイトラインは、舞台やスクリーン、競技スペースの形状や位置により異なるので十分に配慮する。 ◇車いす利用者用客席・観覧席の前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分配慮する。 ◇建築物の構造等により、車いす利用者用客席・観覧席からのサイトラインが確保しにくい場合、車いす利用者用客席・観覧席と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保できるよう配慮する。 ◇コンサートやスポーツ観戦が想定される施設では、前の席で観客が立つことを想定して高低差を設置することが望ましい。 ◇車いす使用者が舞台等を容易に視認できる構造とする。	標 2.11.1(1) 誘 12 の 2-2

項目	解説	参照条文等
⑦客席通路	<p>◇車いす使用者用観覧席、客席への通路は、50m以内ごと及び末端付近に車いすの転回に支障がない場所(140 cm角以上)を設ける。</p> <p>◇踏面と段鼻(滑り止め)は、色のコントラストの差を大きくする等により、段を識別しやすいものとする。(参照: II 施設整備の配慮事項及び設計事例集 1 弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集)</p>	<p>県告498 標2.11.1(1) ⑥ 標2.11.1(2) ③</p>
観客席・客席	<p>◇観客席・客席のひじ掛けや手すりは、車いす使用者の移乗を想定し、高齢者や障がい者等が利用しやすい跳ね上げ式や水平可動式とすることが望ましい。</p> <p>◇上映時間以外は、客席・観覧席の照度を十分確保することが望ましい。</p> <p>◇乳幼児連れや知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者等の多様な利用者に配慮し、気がねなく観覧できる区画された観覧室を設けることが望ましい。</p> <p>◇車いす使用者用客席を出入口に近い最前列や最後尾に設ける場合、防災や防犯上の避難動線等に配慮する。</p>	<p>標2.11.1(2) ①②</p>
舞台	<p>◇客席・観覧席の通路から舞台への通路に段差は設けない。段を設ける場合は、段差解消機や階段手すり等を設置し、高齢者や障がい者等が支障なく舞台上がれるよう配慮する。</p>	<p>標2.11.1(3) ①</p>
楽屋	<p>◇通用口や劇場内の通路等から楽屋、控室、舞台等に至る経路は、高齢者や障がい者等の円滑な移動等に配慮したものとする。</p> <p>◇楽屋・控室(便所、更衣室・シャワー室を含む。)は、高齢者や障がい者等の円滑な移動等に配慮したものとする。</p> <p>◇楽屋・控室側のトイレは、車いす使用者用便房等を設置することが望ましい。</p>	<p>標2.11.1(3) ②</p>
その他	<p>◇施設の規模や利用者の状況など必要に応じて、難聴者の利用に配慮した磁気ループ・FM送受信装置などの集団補聴装置を設ける。</p> <p>◇聴覚障がい者の利用に配慮して、OHP(オーバ・ヘッド・プロジェクター)等の使用可能な設備を設ける。</p>	<p>標2.11.1(4)</p>

図1 観客席の整備例



サイトラインの先:
劇場等の舞台の先端、競技場等の
最も近いタッチライン、陸上競技用
トラックの外側レーンなど

